

佐賀県東部工業用水道規程第3号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>(諸手当の額) 第9条 略</p> <p>別表第1(第2条関係) 行政職給料表</p> <table border="1" data-bbox="232 991 1104 1034"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考 <u>この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。</u></p>	略	<p>(諸手当の額) 第9条 略</p> <p><u>(第1号会計年度任用職員に対する特例)</u></p> <p><u>第9条の2 職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者に対する給与の額及びその支給対象については、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号）第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員のうち、同条第5項の規定により報酬額を定められた者が受ける報酬（地域手当及び同条第6項に規定する手当に相当するものを含む。）、通勤に係る費用弁償及び期末手当の例によるものとする。</u></p> <p>別表第1(第2条関係) 行政職給料表</p> <table border="1" data-bbox="1158 991 2029 1034"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p><u>1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。</u></p> <p><u>2 職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者について適用する職務の級は1級とし、その号給は1号給から37号給までとする。</u></p>	略
略			
略			

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。